后川来公報

令和 4 年 3 月 22 日 (火曜日)

号

外

(第 26 号)

目 次

規 則

訓令

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例施行規則の一部を改正する規則(人 事 課) 1 ○石川県職員被服貸与規程の一部改正 (人 事 課) ○石川県職員健康管理規程の一部改正 (同) 2

規則

令和四年三月二十二日議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十四号

一部を次のように改正する。 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年石川県規則第五十九号)の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第四条第二項第一号中「実施機関の長」を「実施機関」に改める。

に改める。合む。)」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」別表第一第八号中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゆう破裂(解離性大動脈りゆうを

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「神番森」のが一を「神蕃羅」に改める。

に改める。

□影式策工等工事「神職の」を「神職」に改め、同様式〔注意事項〕の中「補償の」を「本業補償の」は改め、同様式〔注意事項〕の中「補償の」を「本業補償の」

別記様式第六号から別記様式第十五号までの規定中「神藩藻」の下」を「神藩藻」に改める。

別記様式第十六号の二から別記様式第十八号までの規定中「桝番羅四の畑」を「桝番羅」に改める。別記様式第十六号中「桝番羅四の畑」を「桝番羅四の中「淵光神」を「討神」に改める。別記様式第十六号中「桝番羅四の畑」を「附書」に改める。

密 副

(権行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(雑過措置)

は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。2 改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙

訓

石川県訓令第1号

庁 中 一 般

出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程(昭和37年石川県訓令第6号)の一部を次のように改正する。 令和4年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

 別表第1の6の項中 	女子職員については、作 白衣に限る。	業 を			に改め、同妻	長11の項中
看護師 看護助手	看護衣 看護靴	2 1	1 1	男子職員に限	る。	を削り、
女子職員に限る。 こころの病院デイケア ターの職員を除く。		院デイケアセン を除く。 」	に改め、	同表16の項中	-	
女子職員については、 白衣に限る。	作業を		に改め、	同表31の項中	in .	
男子職員に限る。			に改め、	同表36の項中	Þ	
用務業務に従事する職限る。 女子職員の作業服につは、貸与数量を2着と女子職員の調理衣(下ついては、貸与数量をとする。	限る。 いて する。 を	従事する職員に	に改める	, , ,		
別記第1号様式中	を	所属長 担当者 雀 認 確 認	12. I	被貸与者 返 受 領 印 年	納 担当者 月日 受領印	<u></u>
	当者に改め、同様式の	備考 3 中「担当者	受領印」	を「担当者受	領確認」に改	める。
別記第2号様式甲	· · · · · · · · ·	所属長 担当者 雀 認 確 認	12, [受領印	を「受領確認] 12,
「担当者 受領印」 を 受領	上に改める。					
別記第3号様式申	所属 担当 を 長印 者印 」	所属長 担当者 確 認 確 認	1 10	める。		
(経過措置)	F4月1日から施行する。 前の石川県職員被服貸与規	見程の規定に基づい	ハて作成	した用紙は、フ	なお当分の間、	所要の調整

石川県訓令第2号

庁中一般出先機関

石川県職員健康管理規程(昭和53年石川県訓令第2号)の一部を次のように改正する。 令和4年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

別記様式第2号中「所属長 ・ 」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の別記様式第2号の規定により作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用す ることができる。

(1箇月2,350円送料とも)